



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

903	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
904	〃	(〃).....	2
905	〃	(〃).....	2
906	〃	(〃).....	3
907	〃	(〃).....	3
908	〃	(〃).....	3
909	〃	(〃).....	4
910	〃	(〃).....	4
911	〃	(〃).....	4
912	〃	(〃).....	5
913	〃	(〃).....	5
914	〃	(〃).....	5
915	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	6
916	〃	(〃).....	6
917	〃	(〃).....	7
918	〃	(〃).....	7
919	〃	(〃).....	8
920	〃	(〃).....	8
921	〃	(〃).....	9
922	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	9
923	〃	(〃).....	9
924	生活保護法による指定介護機関の変更	(〃).....	10
925	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	10
926	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	10
927	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	10
928	海南都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課).....	11
929	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
930	〃	(〃).....	11
931	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部).....	11

○ 諸報

	和歌山県市町村職員共済組合の平成24年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合).....	12
--	---------------------------	----------------------	----

告 示

和歌山県告示第903号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第904号

和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村柳瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第905号

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第906号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第907号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第908号

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第909号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成24年9月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第910号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月11日から平成25年2月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園北寺の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第911号

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第912号

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第913号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年11月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第914号

和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年11月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊岡の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年7月9日

和歌山県告示第915号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年6月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人よつ葉福社会
- 3 代表者の氏名
井端智子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県橋本市高野口町大野941番地の5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第916号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成25年6月24日
- 2 名称

特定非営利活動法人和歌山自立支援センター

3 代表者の氏名

栩原吉教

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市今福二丁目7番21号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第917号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人クロネット

3 代表者の氏名

神谷妃佐代

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江中三丁目7番10号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が地域で当たり前のように生活していける社会の実現を図る為、障害を持つ人々が自立していけるような支援や、障害を持つ人々に暮らしやすいまちづくりのための啓発活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第918号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月26日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年6月25日

2 名称

特定非営利活動法人ひいふうみい会

3 代表者の氏名

尾崎直加

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市西庄607番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が生き生き誇りをもって暮らしていけるよう支援し、また、地域福祉に根ざした活動をもって誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第919号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月28日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成25年6月28日

- 2 名称

特定非営利活動法人来実の会

- 3 代表者の氏名

谷川正純

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市上田井451番1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業等を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第920号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年8月28日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成25年6月28日

- 2 名称

特定非営利活動法人助けあいセンターみかん

- 3 代表者の氏名

池田保夫

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市千穂三丁目4番24号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供達等のケアが必要な方々を対象に支援を行い、対等な関係を保ちつつ共に歩み、誰もが安心して暮らせる社会を共に作っていく為には、地域住民の相互扶助の精神が不可欠と考え、地域住民が自主的に参加できる相互扶助活動の拠点となり、公共の福祉の増進に寄与する

ことを目的とする。

和歌山県告示第921号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年9月2日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人しゃかのこし

3 代表者の氏名

坂本義浩

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市木ノ本780番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民が共に集い、地域の公共施設と協力し合い、地域に向けた共同利用型教育システムの構築と活用を図る。これにより地域型教育の創出を図るほか、情報発信基地を構築して、地域の活性化やまちづくりなどに役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。

車駕之古址公園ができたことに伴い、地域住民の福祉及び和歌山市民福祉に関する事業を行うことで地域の福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第922号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市御坊184番地6	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援事業	平成23.5.1

和歌山県告示第923号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日

株式会社につこり	田辺市上秋津2100-1 2	訪問介護につこり	田辺市上秋津2100-1 2	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 25. 7. 2
----------	-------------------	----------	-------------------	-------------------	----------------

和歌山県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人紀三福祉会	和歌山市紀三井寺560番地の2	デイサービスセンターひだまり	海南市下津町方498-25	通所介護・介護予防通所介護	指定事業所の名称	デイサービスセンター下津	デイサービスセンターひだまり	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第925号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051600090	学童クラブそよ風 I	有田郡湯浅町湯浅2344-5	放課後等デイサービス	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木654-1	平成 25. 6. 1	平成 31. 5. 31

和歌山県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
とらや薬局目良店	田辺市目良31-9	那須吉朗	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第927号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

医療法人大和会 土屋クリニック	有田市宮原町須谷536-1	医療機関の名称	医療法人邦友会 クリニックゆう	医療法人大和会 土屋クリニック	平成 25. 7. 1
--------------------	---------------	---------	-----------------	-----------------	----------------

和歌山県告示第928号

海南都市計画道路事業の事業計画については、平成25年7月1日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業 3・6・111号黒江築地線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第929号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3214	岩出市大町字えさま91番2の一部、92番の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 25. 7. 9	6. 00 6. 00	52. 06 39. 58

和歌山県告示第930号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3205	日高郡美浜町大字田井字上鋸21番1の一部	日高郡美浜町大字田井273-3 TSK土地建物 代表者 田坂義則	平成 25. 7. 9	6. 00	98. 05

和歌山県告示第931号

和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び貸貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士テレコムコンソーシアム
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
74,869,305円（うち消費税及び地方消費税の額3,565,205円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年4月5日

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年7月19日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小出隆道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	40	70

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計
組合員数（人）	12,182	30	1,409	1	244	13,866
給料月額（百万円）	3,979	19	447	1	79	4,525
一人当たり給料月額（円）	326,621	668,843	317,351	520,000	322,297	326,357

3 組合職員の数、次のとおりである。（単位：人）

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人	17	3	1	1	22

4 損益計算書の要旨

（単位：千円）

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
収	負担金	4,413,953	12,572,763		138,390	170,907		
	掛金	4,523,372	6,673,812			166,728		
	高額医療交付金	65,377						
	育児・介護休業手当金交付金	318,474						
	組合員貸付金利息							143,272
	保険料充当金							681
	連合会交付金	6,217			57,744	264		15,520
	利息及び配当金			124,692	680	806	175,545	135
	その他の収入	22,628			126	2	1,872	
	他経理から繰入金				25,669			
入	前年度支払準備金	627,549						
	前期損益修正益							
	計	9,977,570	19,246,575	124,692	222,609	338,707	177,417	159,608

	給付金	4,001,343						
支	職員給与			107,107	24,839	8,377	3,446	
	厚生費			100	310,231	3	12	
	旅費・事務費			9,349	3,082	3,261	641	
	委託費			5,724	7,342	2,174	524	
	貸借料			2,014	1,344	1,082	275	
	負担金			24,658	5,415	2,697	1,891	
	連合会分担金				3,742			
	支払利息		124,692			127,527	122,599	
	前期高齢者納付金	2,022,862						
	後期高齢者支援金	1,471,743						
	病床転換支援金							
	老人保健拠出金	58						
	退職者給付拠出金	367,736						
	介護納付金	611,359						
出	連合会払込金	109,996	19,246,575	61,552			7,696	
	連合会拠出金	344,670						
	他経理へ繰入金	25,669						
	その他の支出	5,989		3,850	32,901	1,583	6,165	
	次年度支払準備金	612,775						
	計	9,574,200	19,246,575	124,692	214,354	388,896	146,704	143,249
	差引当期利益金又は当期損失金(△)	403,370	0	0	8,255	△ 50,189	30,713	16,359

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資 産	流動資産	1,042,431	1,775,632	106,158	285,622	426,102	702,999	419,988
	固定資産			4,863,158	4,137	160	14,223,663	5,020,218
	繰延資産							
資産合計		1,042,431	1,775,632	4,969,316	289,759	426,262	14,926,662	5,440,206
負 債	流動負債	384,064	1,775,632		822	29,311	12,999,506	690
	固定負債	612,775		4,969,316	115,852	42,761	7,510	5,053,837
	負債合計	996,839	1,775,632	4,969,316	116,674	72,072	13,007,016	5,054,527
資 本	資本剰余金							
	積立金							
	利益剰余金	45,592			173,085	354,190	1,919,646	385,679
	欠損金							
資本合計		45,592			173,085	354,190	1,919,646	385,679
負債・資本合計		1,042,431	1,775,632	4,969,316	289,759	426,262	14,926,662	5,440,206